

## II 本検討会の検討経過

(1) 平成19年に独立行政法人の見直しが行われた際、私のしごと館については、民間に運営を委託してその創意工夫により効率化を図りその状況を見て検討するという趣旨から、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）では、「私のしごと館については、運営を包括的に民間に委託し、第三者委員会による外部評価を実施し、その結果を踏まえ、1年以内に存廃を含めその在り方について検討を行う。」とされた。

本検討会は、この閣議決定を受けて、①私のしごと館の民間委託、②評価、③評価結果を踏まえたあり方の検討を行うため、設置された。

(2) 第1回検討会以降の経過は次のとおりである。

3月 6日 第1回検討会 私のしごと館の概要説明、論点提示

27日 第2回検討会 委託の視点・考え方について議論  
(この間 私のしごと館の現地視察を実施)

4月 7日 キzzaニア東京の現地視察

9日 第3回検討会 委託の視点・考え方について議論

5月21日 行政減量・効率化有識者会議に委託の考え方につき  
報告

6月16日 入札公告

7月11日 応札期限(2社が応札)

25日 落札業者が株式会社コングレに決定

9月 1日 民間委託開始

17日 行政減量・効率化有識者会議が「大綱」を取りまとめ

11月14日 株式会社コングレから委託状況を聴取

12月 1日 第4回検討会 報告書を議論

(3) 本検討会では、冒頭、舛添厚生労働大臣より「私のしごと館のあり方について、全く白紙で議論をしてほしい」との話があり、これを受けて、まず、私のしごと館の政策目的である職業キャリア教育やしごと館における職業体験のあり方につき議論し、それを踏まえて、当面の課題である民間委託をどのように行うべきかにつき検討し、その結果を取りまとめて公表した。

その内容は、後述のとおり、「5年後の収支率5割」を目標とすることや、委託期間を2年間とすることなどであるが、これについて、5月21

日の行政減量・効率化有識者会議で厚生労働省から説明したところ、「委託の手続を始めることについては了承し、年末に評価を行うことについて確認する」との結論が得られた。

これを受けて、一般競争入札(総合評価落札方式)の入札公告を6月16日に行ったところ、7月11日の応札期限までに2社の応札があり、本検討会の委員等から構成される検討会による企画審査を経て、7月25日に

株式会社コングレが落札業者に決定し、契約の締結、業務の引継等を経て、9月から民間委託が開始された。

その後、11月に、民間委託後の9月及び10月の運営状況を株式会社コングレから聴取し、それをもとに評価を行い、存廃を含めたあり方を検討した。

なお、私のしごと館については、民間委託が開始して間もない9月17日に、行政減量・効率化有識者会議が、赤字解消の目途が立たないとして事業を廃止すべきとの提言を行うなど、各方面から指摘を受けており、こうした指摘を十分踏まえた検討を行った。

### Ⅲ 職業キャリア教育及び職業体験の意義並びに私のしごと館事業の整理

本検討会では、まず、私のしごと館の政策目的である職業キャリア教育及び職業体験の意義並びに私のしごと館における職業体験のあり方につき議論した。

#### 1 職業キャリア教育の意義

近年、労働市場において、若年労働力人口が減少する一方で、若者の勤労に対する価値観の変化を背景として、高い早期離職率や、フリーターやニート状態にある者が高水準で推移していることが問題となっている。

職業人となるまでの教育のあり方は、その後のキャリア形成に大きな影響を与えるため、在学中の早期の段階から若年者の職業意識が十分に醸成されることが重要である。

厚生労働省においては、インターンシップや私のしごと館による職業体験機会の提供等により、職業キャリア教育の推進を図るための取組を実施してきたところである。

さらに、社会全体として青少年一人一人を育成し、その社会的自立に向けた力をはぐくむキャリア教育の推進を図るため、政府として、「キャリア教育等推進プラン」※を策定し、関係府省の連携の下、必要な施策を推進しているところである。

※キャリア教育等推進会議（厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、青少年育成担当大臣で構成）決定

文部科学省においても、児童生徒が進路を主体的に選択・計画し、その後もより良く適応・進歩できる資質や能力を伸張するよう、「キャリア・スタート・ウィーク・キャンペーン」における職場体験等により、キャリア教育の一層の推進が図られている。

#### 2 職業体験の意義

職業キャリア教育の具体的な取組としては、キャリア・コンサルティング、国民的意識の醸成等、様々な施策があるが、その中でも、職場体験をはじめとした職業体験は、仕事に対する興味や関心を持たせ、気づきや意

識付けを図るため、重要であり、各地の学校においても、地域の企業での職業体験が広く行われている。しかし、これらの取組では、学校に協力願える企業が特定の企業・業種に限定されてしまうとの問題が指摘されている。

これに対し、私のしごと館においては、約40職種にわたる、ものづくりやサービス業など幅広い職種の体験を提供しており、地域での職業体験の内容を深めるもの、あるいは補完するものとして広く活用されている。

### 3 私のしごと館事業の整理

以上のように、私のしごと館における職業体験は、職業キャリア教育を推進するため重要なものであるが、一方で、建設に581億円もの費用がかかったこと、毎年、事業主負担のみから成る雇用保険上の拠出から運営費を支出していること等により、「赤字垂れ流し」との批判を受けてきたところである。

このことを踏まえ、本検討会では、私のしごと館事業の収支のあり方を考えるに当たっては、職業キャリア教育施策である職業体験事業とそれ以外のしごと館自体の運営に分けて考えることが必要としたところである。

前者の職業体験事業については、単なる「遊び」ではなく、「本物の実体験」を指向しているが、これには専門の指導者、本物の材料を用意するなど、相当のコストをかけた取組を行っている。それをそのまま利用者負担に帰することとなれば、低所得者層の子弟は、職業キャリア教育を受けることができなくなってしまうので、職業体験が幅広く学生・生徒に利用されるよう、料金を低廉に抑える必要から、政策面から国の財政的援助が必要となる。

これまでは、私のしごと館の両面が混在した形で交付金の中で運営されてきたために、「赤字垂れ流し」との非難があった一方で、職業キャリア教育施策としての必要性も強調されてきた。

したがって、今後、そのあり方については、こうした私のしごと館の性格を踏まえると、政策的な面（職業体験事業）とそれ以外（職業体験事業以外のしごと館自体の運営）を分別し別事業としたうえで、それぞれ評価することによって、そのあり方を明確にすることができる。

#### 4 民間委託の視点・考え方

(1) 本検討会では、以上の整理の上に立って、民間委託を行うに際しての視点・考え方を次のとおり取りまとめて公表した。

##### ① 民間事業者の裁量の範囲について

職業キャリア教育の中核をなす職業体験事業については必須  
民間事業者の創意工夫に委ねる観点から、それ以外の事業については広範な裁量に委ねる

ア 民間委託を行う趣旨は民間の創意工夫の発揮により収支の改善やサービスの充実等を図るところにあるので、その趣旨が活かされるよう、極力、事業者の裁量に委ねることとする。

イ 他方、職業キャリア教育の中核をなすのは職業体験であり、私のしごと館の特徴も約40職種について専門の指導者、本物の材料を用意した体験を行うことができるところにあることから、職業体験事業の実施は必須とする。

##### ② 収支について

5年後のあるべき姿として収支率5割を目指す

ア 検討会の議論において、収支率が1割程度という現状は適切でなく、収支の大幅な改善が必要であることや、職業キャリア教育施策としての職業体験とそれ以外（しごと館自体の運営）とで分けて考えるべきとの方向性が出ていたことを踏まえ、5年後目途のあるべき姿として収支率5割を目指すこととする。

イ 「収支率5割」の考え方は、次のとおり。

- ・ 職業キャリア教育施策としての職業体験事業については、政策として幅広く学生・生徒の利用を図るため、料金を低廉に抑えると、料金収入を差し引いても、6億円程度の財政援助が必要。
- ・ 他方、職業体験事業以外のしごと館自体の運営については、運営に必要な人件費、事務所経費、間接部門の経費を含め、6～7億円程度の経費を要する。しかしながら、これらの経費については、企業からの収入を中心に、民の創意工夫の発揮により、自前調達を目指すことも可能。

- ・ 以上をまとめると、収支率5割の水準となる。
- ウ また、このように収支の改善を図るためには、スポンサーシップの確立を通じた収入の構造改革が必要であるが、これを一気に行うことは不可能なので、5年後の目標とした。

③ 委託期間について

委託期間については2年

ア 委託期間については、独立行政法人整理合理化計画で「1年以内に存廃を含めた在り方を検討」とあることから、年末で廃止もあり得ることを前提に6か月というような短期間の設定をすることも一応考えられるので、本検討会ではそのような点についても議論したが、

- ・ 民間に委託することの趣旨は民間の創意工夫を引き出そうというものであることにかんがみれば、委託期間をそのような短期間とした場合、民間の創意発揮の余地がないので不適當
- ・ 指定管理者制度の運営実態を見ても委託期間は3年以上である
- ・ 仮に委託期間を短期間とした場合には、民間がそれを引き受けることは不可能
- ・ そもそも、「1年以内に検討」という独立行政法人整理合理化計画自体が不合理的ではないか

という強い反発が委員から寄せられた。

イ 委員の大半の意見としては、委託期間は3年が必要というものであったが、できるだけ早期に検討を行い、結論を得るという行政改革上の観点にかんがみて、委託期間は「2年」とした。

④ 関係機関等のバックアップについて

従来から行ってきた厚生労働省、雇用・能力開発機構、経済団体、教育界等によるバックアップを行う

民間委託移行後も、私のしごと館事業が厚生労働省の施策に基づく事業であることは変わりがないので、従来からのバックアップを引き続き行う。

⑤ 評価について

平成20年末に行う評価については、民間委託開始後間もないことから、収支改善に向けた問題点・課題について分析を行っているか、

あるいは行おうとしているかなど、委託期間終了時の目標達成に向けた着実な努力を実施しているかをチェックした上で、その結果をもとに存廃を含めたあり方を検討する。

委託後においても、本年末のほか、1年後、2年後と段階を踏んで評価し、その結果をもとに、存廃を含めたあり方を検討する。

平成20年末に行う評価に際しては、民間委託開始後間もなく、まだ委託の成果が出ているわけではないので、取組のプロセスを評価することが適当である。

(2) この考え方を、5月21日の行政減量・効率化有識者会議で厚生労働省から説明したところ、「委託の手続を始めることについては了承し、年末に評価を行うことについて確認する」との結論が得られた。